１１年間にもわたる過酷な行革によって、県民、市町、職員に大きな負担が生じています。行革で削減された医療費助成制度など、県民にとって必要な事務事業の復活、削減された市町共同事業の県負担分の復活、職員の適正配置を求めて以下、意見を述べます。

１点目は、県単医療費助成制度の復活を求めます。

県行革によって「住民の福祉増進」を目的とした地方自治体が最も手厚く措置を講じなければならないはずの低所得者への医療費助成制度が削減されました。

県は、高齢者、重度障がい者、ひとり親家庭の医療費助成制度など、平成２０年度には県単独社会保障関係費として約１５７億円支出していたものを平成３０年度には約１２０億円へと、対２０年度比で８１％、単年度あたりでは約３７億円削減しました。

とりわけ、ひとり親家庭医療費助成制度については、助成対象となる所得制限を２６８万円未満から９５万円未満へと大幅に引き下げ、助成対象世帯を大幅に削減しました。対象から外された父母、多くは母親ですが、これまでの外来１日６００円、入院については月額負担限度額２４００円だったものが、助成制度から外されたことによって外来入院ともに通常通りの３割負担となってしまいました。

高砂市では３年～４年に一度、全ての一人親家庭を対象に「ひとり親家庭の生活と意識に関するアンケート調査」を実施しています。その中で「経済的理由のためにできなかったこと・見合わせたこと」との問いに対し、１８．２％もの母親が「医療機関への受診」を挙げています。

また、アンケートにある自由記載欄では「母子医療費の免除がなくなったため、中々病院に行くことを我慢してしまい、体調不良になると不安になる」。他にも「母子家庭の所得制限が低すぎる。子どもは無料でありがたいですが、親の方にも少しでも安く病院に行けるようにしてほしいです。お願いします」。また、別のシングルマザーの方は「共働きの家庭と比べてはるかに収入が低いにもかかわらず、母子医療が受けられない。早く受診すれば完治できることも、見合わせたことで手遅れになることもある。もう少し所得枠を広げてほしい」等々、切実な声がアンケート調査で多数寄せられています。

地方自治体の最大の使命は住民福祉の増進にあるにも関わらず、行革による医療費助成制度の見直しによって受診抑制が起こっています。行革によって削減された医療費助成制度の復活を求めます。

２点目は、県と市町共同事業について、削減した県負担分の復活を求めます。

県行革によって、現在、市町が最も必要としているバス対策補助事業、コミバス対策費補助、鳥獣被害対策事業、老人クラブ助成事業などの、県と市町の共同事業について県負担分が削減されました。

平成２８年に県公館で行われた最終２か年行革プランの市町説明会では「県の考えで一方的に市町の負担を上げるのはやめて頂きたい」と、切実な声が市町から寄せられています。県民にとって欠かせない共同事業については、市町の意見もよく聞き県負担分の復活を求めます。

３点目は、職員の適正配置と、廃止された出先機関の再配置を求めます。

兵庫県の、１０年間の職員定数削減率は３割削減によって全国１位に、人口、面積に有する職員数を示す「定員回帰指標」は全国で２番目に少ない職員数になったと報告がありました。

一方で県職場は過酷を極めています。

過労死判例では、死亡した直近２か月で連続して月８０時間以上の超過勤務があった場合に、超過勤務と死因との因果関係を認める過労死判例が確立しています。

平成２９年度の、兵庫県職員の超過勤務時間数をご紹介します。同一職員です。１１月１９２時間、１２月２３０時間、１月３２１時間、２月１０８時間にもなります。過労死基準を数倍も上回る異常な実態です。

職員課が実施している健康悩み相談では「不安、イライラ」「憂鬱気分・意欲低下」「職場への不適応感」などの相談が多く寄せられており、県職場ではこの１０年間、毎年自殺者も出しています。

また、この１０年間、好景気不景気に関わりなく県内中核市では横ばい、あるいは上昇傾向にある職員応募倍率が兵庫県採用試験では下降の一途をたどっています。合格者の辞退者数も増加傾向にあり、辞退後の就職先として、その他の国家公務員、地方公務員を選ぶ学生も増加傾向にあります。これでは職員の質は下がり、ひいては県民サービス低下へとなってしまいます。県職場の実態が学生の間に漏れ広がり、就職先として敬遠されているのではないでしょうか。

　また、質疑でもご紹介しましたが、２０１５年には北播磨県民局の一部の事務所で、管理者が補助簿で確認した超勤時間数と異なる時間数を命令簿に書き、超勤代が未払いとなる事案が発生しています。

また、２０１７年には、県立考古博物館で、実際の超過勤務時間数を何らかの変換ルールを通じて当初予算にあった時間数に改ざんし、残業代の未払いを発生していたことも明らかになっています。東播磨県民局でも、県立考古博物館でも「超勤予算がない」「超勤予算のフレームを守るため」というのが残業代の未払いを発生させた要因となっています。

県立考古博物館の超過勤務手当の当初予算額と支給実績を一例として紹介します。

平成２６年度、超過勤務手当予算額3,354千円に対し、支給実績は 3,350 千円で差額は４千円、平成２７年度は予算額3,698千円に対し支給実績は 3,695千円で差額は３千円、平成２８年度は 3,855千円の予算に対し 支給実績は3,854 千円で差額はわずか１千円です。予算に対する執行率は９９，９７％です。しかし、実際には当初予算を大幅に上回る超過勤務を行っていたにも関わらず超勤予算のフレームを守るために超過勤務時間数を改ざんしていたことがこのたび明らかになりました。解っているだけでも過去３年分の未払い賃金額は１３８０万円にもなり、遡及払いが今後されるということです。

当局は今回の行財政構造改革の検証の中で「行革プラン財政フレームの範囲内での財源対策に止めるなど、財源対策を適切に処理してきた」と強調されていますが、実際には当初予算をオーバーした超過勤務時間数については、改ざんまでして当初予算の範囲内での支出に留めていたということです。

職員の３割削減が過労死水準の数倍にもなる異常な超過勤務を発生させ、一方では行革の予算フレームを守るために超過勤務時間数の改ざんまで行っていました。これは、氷山の一角ではないでしょうか、全庁的な調査を求めます。

また、県と県民、市町との情報交換の場でもあり、県民・市町の拠り所でもあった土木事務所、保健所、農業改良普及センターは統廃合され地域の出先機関は次々と廃止されました。先ほど紹介した市町説明会では「地域からの要望が強い地域農業普及所は存続してほしい。」との切実な声が出されましたが、平成２９年度には廃止された農業改良普及センターの代替として設置した１２か所全ての地域農業普及所まで廃止してしまいました。地域普及所への相談件数は平成２１年度には２８３５件あったものが平成２７年度には５５０件へと大幅に減少しています。普及センターから普及所へと機能低下したことで、農家の足が遠のいてしまったというのが実態です。

また、佐用町で発生した大水害時には、佐用土木事務所を廃止してしまっていたために職員が現場に到着するのが随分遅れたとの批判の声も県民から寄せられています。

職員の適切な配置と長時間労働の是正を求めます。また地域創生と災害対策が大きな課題となる中で、県と地域住民・市町との貴重なコミュニティの場でもあり、県民の命を守る拠点ともなる出先機関の復活を求めます。

最後に、行革期間中でも維持してきた大型公共工事、大企業に有利な企業立地補助金の見直しを求めます。

投資事業については、異常気象による自然災害が多発する中、防災・減災事業の拡充・前倒し実施が求められているにも関わらず、平成１９年度比８５％水準に抑制され、県管理河川の改修率は５９．６％、土砂災害警戒区域の整備率は２６％に留まっています。また、道路・河川の維持管理については「河川の草刈の回数が減った」「道路の補修をしてくれない」「河川の堆積土砂の撤去をしてくれない」等々、県民からは安全・安心に係る不安の声が多く寄せられています。

一方で、浜坂道路・北近畿自動車道路・東播磨自動車道路の高規格道路の事業費については、地方財政計画によって投資事業費が年々抑制され、尚且つ行革期間中であるにも関わらず、毎年補助事業分の１０％～２０％を確保し、約１３９６億円が支出され、同期間中の補助事業通常分全体額１兆１１５９億円の１割強が支出されました。また、県は「投資事業費を抑制していることから県債発行額は抑制している」と、言いながらも同期間に同高規格道路に充てた県債発行額は膨張を続け総額で約653億円にもなりました。

大型公共工事では地域建設業者の仕事おこしにもならないことはこれまでも指摘してきた通りです。地域創生、災害に強い県土というのであれば、大型公共工事から防災・減災事業への転換を求めます。

次に産業立地促進条例についてです。

産業立地促進補助金については、平成１５年に条例が施行されて以降、平成２９年度までに、行革期間中も含めて約２３０億円の設備投資補助金と約２５億円の新規雇用補助金が支出されました。撤退による一部返還はあったものの設備投資補助金総支出額の約７割にあたる約１６３億円がパナソニックグループに支出されました。

産業立地促進条例は平成１５年当時、有効求人倍率が０．４３倍程度に低迷する中で「雇用の創出」を大きな目的に作られましたが、平成３０年６月時点の有効求人倍率は県下平均で１．３０倍に、淡路地域など、条例で云う雇用促進地域では平成２９年１２月には２．１７倍に直近の平成３０年６月でも１．９２倍にもなっており、「雇用の創出」より「人手不足」対策が地方ほど必要です。

「雇用の創出」から、「雇用の質の改善」こそ、今求められています。呼び込み型の大企業優遇の条例を見直し、地域の中小企業の人手不足対策と、そこで働く人を応援する雇用の質の改善策こそ必要です。

大型公共工事優先、大企業優遇の行政を改め、行革で削減された県民サービスの復活と、適正な職員配置を求めて意見表明とします。